

議 第 8 号

危険鳥獣による被害防止対策の更なる
充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 宛 て
農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、地球温暖化に伴う気象条件の変化、里山利用の減少等による生息域の拡大を背景に、クマ等の危険鳥獣が人の生活圏で目撃される事例が増加しており、本県においてもツキノワグマによる人身被害が相次いで発生するなど、事態は深刻化している。

被害の防止に向けては、捕獲等に係る費用の助成、専門人材の育成・確保のための支援等に加え、本年9月から、一定の要件の下で市街地における緊急的な銃猟を可能とする改正法が施行されたことで、クマ等が出没した場合の迅速な対応が期待される。

一方で、地方では、担い手である狩猟者の減少、防除活動に係る負担の増加等の課題により、従来の取組の維持が困難との声もあることから、対策の更なる推進とその継続に向けては、国による安定的な財源の確保に加え、持続可能な実施体制の構築が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、将来にわたって住民の安全な暮らしを守るため、自治体の負担軽減に向けた財政的支援の強化、人材不足に対応するための新たな仕組みづくり等により、危険鳥獣による被害防止対策の更なる充実を図るよう強く要請する。